

障害者実態調査結果（速報）について

1 目的

令和5年度に策定を予定している、障害者計画（令和6～11年度）、第7期江東区障害福祉計画及び第3期江東区障害児福祉計画（令和6～8年度）の基礎資料とするとともに、今後の施策のあり方を検討するため、障害者等への調査を実施した。

2 調査対象・方法

(1) 障害者（児）本人

令和4年9月1日現在江東区に在住する対象者を無作為抽出し、郵送による発送・回収にて調査を行った。

(2) サービス提供事業者、障害者団体

令和4年9月1日現在江東区で活動（事業活動）を行う組織、団体に対して郵送による発送・回収にて調査を行った。なお、障害者団体に対しては、別途ヒアリング調査を実施した。

3 調査時期

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 障害者（児）本人 | 令和4年10月13日～11月14日 |
| (2) 事業者、障害者団体 | 令和4年10月6日～10月31日 |
| (3) 団体ヒアリング | 令和4年11月7日～11月17日 |

4 調査内容

調査対象	調査項目
障害者（児）本人	①ご本人の状況、②仕事や学校生活、③社会参加やコミュニケーション、④情報、相談先、⑤サービスの利用、⑥暮らし、⑦災害時の支援、⑧障害者施策、⑨障害者スポーツ、⑩共生社会、⑪介護者
サービス提供事業所	①事業所、②サービスの提供、③事業所運営、④連携、⑤自由意見
障害者団体	①相談・情報提供体制、コミュニケーション支援、②自立生活支援、③保健・医療、④ユニバーサルデザイン、生活環境、⑤雇用・就労、⑥地域活動支援、⑦区民の理解・共感の情勢・促進、⑧地域生活環境整備

5 調査票配布・回収状況

調査対象	配布件数	回収件数	回収率	《参考》 令和元年度
障害者（児）本人	4,929	2,019	41.0%	46.7%
サービス提供事業所	212	136	64.2%	63.0%
障害者団体	35	24	68.6%	79.4%

6 結果報告

令和5年3月（予定）

障害者実態調査調査票の修正点について

8月3日に開催しました第1回障害者計画等推進協議会では、「令和4年度江東区地域生活に関する調査（江東区障害者実態調査）」の調査項目（案）に対し、多数の貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

庁内で検討し、会長とご相談のうえ、下記の通りご意見を調査票に反映しましたのでご報告いたします。

番号	ご意見	回答・修正内容	修正前	修正後
1	<回答方法> 印刷された調査票や点字調査票を読むことができない視覚障害者も回答することができるよう、パソコンでの回答も可能にするなどの対応をしてほしい。	パソコンでの入力による回答も可能とさせていただきます。《ご回答にあたってのお願い》の(6)にそのご案内を記載しました。事務局にご連絡をいただければ、事務局よりメールにて調査票データを対象者の方へお送りさせていただくよう対応しました。	—	《ご回答にあたってのお願い》 (6) この調査票は「Microsoft Word」で作成されており、データへの入力による回答も可能です。データへの入力による回答を希望される場合は次ページの事務局までご連絡をお願いいたします。
2	<収入に関する設問> 個人の収入や世帯の収入に関する設問には回答しづらい。また、計画への反映方法も見えづらいため、内容や選択肢を精査してはどうか。	障害のある方やその世帯の経済的な状況を客観的に把握する目的がありましたが、ご意見を踏まえ、収入源、個人の収入、世帯の収入をうかがう設問は削除することといたします。経済的な状況は回答者の主観に基づく設問になりますが、問23で把握することとしました。	日常の生活費はどうしていますか。 今のあなたの収入（税込みの総収入）は、1年にどのくらいありますか。 今のあなたの世帯収入（税込みの総収入）は、1年にどのくらいありますか。	削除
3	<文化芸術活動に関する設問> 文化芸術活動の意向に関する設問は、鑑賞する意向なのか、参加する意向なのか判断に迷うため、内容を精査してはどうか。	ここでの意向は、鑑賞と参加の両方を含みます。ご意見を踏まえ、設問文を修正し、鑑賞と参加の両方が含まれることを分かりやすくしました。	あなたが取り組んでみたいと思う文化芸術活動は何ですか。	あなたが取り組んでみたい（参加したい、鑑賞したい、体験したい）と思う文化芸術活動は何ですか。
4	<障害者施策の進捗に関する設問> 「3年前と比べて、江東区の障害者施策は充実したと思うか」という聞き方では設問の意図が回答者に伝わらないため、意図を明確にしたほうがよい。	「3年前」の意図としては、現行の「江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間が3年間であることによるものです。ご意見を踏まえ、設問文を修正し、意図を明確にしました。	3年前と比べて、江東区の障害者施策は充実したと思いますか。	江東区では、3年ごとに「江東区障害者計画、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定や見直しをしています。今回は、令和2年度に「江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しました。次回は、令和5年度に「江東区障害者計画、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を予定しています。そこでお聞きします。3年前と比べて、江東区の障害者施策は充実したと思いますか。

基幹相談支援センターについて

【経 緯】

第 1 回江東区障害者計画等推進協議会において、基幹相談支援センター（以下「基幹C」という。）の検討を行い、素案を提示すると報告したところである。今般、以下のとおり素案をまとめたので報告する。

【素 案】

1 設置場所

現施設名称	江東区障害者福祉センター
所在地	扇橋 3-7-2

2 設置概要

(1) 設置方針及び実施業務

地域における相談支援の中核的な役割を果たすため、主に以下の業務を行い、地域の相談支援体制を築き、誰一人とりこぼさない共生社会を実現する。なお、設置詳細については、今後検討を進めていく。

- ①地域の相談支援事業所に対する指導助言・人材育成等の支援
- ②困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援

(2) 基幹C設置後の相談支援体制の各役割

主 体	役 割
区	基幹Cがその役割を果たせるよう、運営を主導するとともに、定期的な運営状況の把握と運営評価を行う。
基幹C	困難事例を中心に総合的・専門的な相談支援を担うとともに、スーパーバイズや事例検討会等を通じて相談支援専門員の能力向上を図る。
相談支援事業所	基幹Cの支援を受けながら相談対応力を高め、より多くの障害者の相談支援を行い、障害者の地域生活を支える。

(参考) 基幹C概要（障害者総合支援法第77条の2）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。設置にあたっては、地域の実情に応じて以下の機能を備えることとされている。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
- ④権利擁護・虐待の防止

3 今後のスケジュール

令和6年度～令和7年度 障害者福祉センター大規模改修
令和7年度内 基幹相談支援センター設置・運営開始

障害者福祉センターについて

【経緯】

第1回江東区障害者計画等推進協議会において、障害者福祉センター（以下「障害者C」という。）の検討を行い、素案を提示すると報告したところである。今般、以下のとおり素案をまとめたので報告する。

【素案】

1 こども発達扇橋センター移転

現在、障害者C 1階に設置されているこども発達扇橋センターは、ことばや社会性の発達などに遅れのある就学前の児童を対象に、集団指導や個別指導を通して発達を促す療育施設である。施設が狭隘で、また、発達の遅れのある児童の増加を背景に、利用希望者が増えていることから、亀戸第二児童館跡地（亀戸一丁目）に移転し、療育スペースと定員拡大を図る。スケジュールは以下のとおり。

令和5年3月末	亀戸第二児童館閉館
令和5年度～令和6年6月末	設計・工事
令和6年9月頃	引っ越し・運営開始

2 大規模改修後の施設のあり方

(1) 基幹相談支援センターの設置

こども発達扇橋センター跡地に地域における相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを設置する。詳細は、資料2-1「基幹相談支援センターについて」を参照。

(2) 既存機能の充実・改善（案）

障害者福祉センター大規模改修に合わせ、以下の充実・改善を検討する。

ア. 通所自立支援事業

生活介護について、重度化等に対応できる機能（(例)昼室、おむつ交換スペース、カームダウンスペース等）の新設とともに、大型化する車椅子等に対応して安全に活動できるよう、通所スペースの拡張とレイアウト変更を行う。

就労継続支援B型について、受注の多様化に対応するとともに、落ち着いて作業が行えるよう、通所スペースの拡張とレイアウト変更を行う。

イ. 展示スペース

1階 談話コーナーを拡張して、区内事業所の自主生産品や障害者アートが展示できるスペースを設ける。

ウ. 入浴サービス事業（機械入浴）

障害特性や自立状況に応じた様々な形態の入浴サービス提供体制を整えるため、機械浴槽の増設（寝浴または座浴）や自立入浴設備の導入等を検討する。

(3) 既存機能の見直し（案）

障害者福祉センターの大規模改修に合わせ、以下の見直しを検討する。

ア. 生活実習室

生活訓練を目的とした生活実習室（調理実習室、作業実習室）について、利用状況や今後の展開を踏まえ、様々な用途に利用可能な多目的室への転用を図る。

イ. 入浴サービス事業（リフト・家族入浴、自力入浴）

機械入浴の充実に合わせ、現在の利用状況を踏まえ、リフト・家族入浴、自力入浴のあり方を整理する。

障害者計画等の計画期間の見直しについて

1 現行法における計画期間

(1) 障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」

国は、障害者基本計画の計画期間を 5 年間としているが、市町村障害者計画の策定時期・期間等については、地方自治体が地域の実情に応じて決定することができ、自治体の判断により障害福祉計画等と一体のものとして策定することが可能となっている。

本区では、上記を踏まえ、6 年間の計画期間としている。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」

本区では、計画期間は「基本指針」に基づき、3 年間としている。

2 国における検討状況

(1) 地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、障害者基本計画の計画期間を 5 年間から 6 年間に延長すること、障害福祉計画・障害児福祉計画を障害者基本計画と同じく 5 年間または 6 年間とするものの提案があり、報酬改定が計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和 4 年度中に結論を得ることとされた。

(2) 社会保障審議会障害者部会における対応方針（案）（令和 4 年 10 月 17 日）

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は 3 年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況、他の行政計画の見直し等を踏まえて調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは計画期間中であっても見直しを行うことを基本指針に明確化する。

(3) 今後の予定

令和 4 年 12 月～令和 5 年 1 月 社会保障審議会障害者部会における審議

令和 5 年 3 月 基本指針改正告示

3 本区の対応について

社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえて計画期間を見直し、令和 5 年度第 1 回協議会において方針を提示する。

第5次障害者基本計画の計画期間について

令和4年10月

- 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定、以下「対応方針」という。）において、「障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。」とされたところ。

※令和3年の提案募集において、神奈川県を始めとする複数の地方公共団体から、都道府県障害者計画と都道府県障害福祉計画等の策定作業の負担軽減等を図るため、障害福祉計画・障害児福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とする、又は障害者基本計画を6か年計画とすること等の提案があり、上記のとおり対応方針が閣議決定された。

- 障害者基本法に基づく都道府県及び市町村における障害者計画の策定については、障害者基本法第11条第2項及び第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められているが、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画について、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である。
 - なお、この旨は、対応方針に基づき、令和4年3月31日付け事務連絡「障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について」で、地域の実情に応じて定めることが可能である旨、地方公共団体へ通知した。
 - また、自治体が策定する障害者計画の計画期間等の実態を把握するために、厚生労働省及び内閣府地方分権改革推進室が連名で実施したアンケート結果（令和4年3月29日時点）は以下のとおりである。
 - ・ 障害者基本計画と障害（児）福祉計画の一体的な策定状況 有：1,271件 無：513件
 - ・ 障害者計画の現行の期間 5年：243件 6年：899件 その他：629件
- ※出典（第132回社会保障審議会障害者部会 資料2）
- 自治体が作成する障害者計画の期間について、回答総数1,771件のうち、計画期間を5年としている自治体が243件（14%）、計画期間を6年としている自治体が899件（51%）、それら以外の計画期間としている自治体が629件（36%）であり、計画期間を5年としていない自治体の割合は9割近くとなっている。

参考
(第 61 回障害者政策委員会資料 8)

地方分権改革に関する提案について

令和 4 年 1 月

○「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)【抜粋】

障害者基本計画(11 条 1 項)の計画期間を 5 年間から 6 年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、都道府県障害者計画(同条 2 項)及び市町村障害者計画(同条 3 項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。

- 地方分権改革については、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、内閣府地方分権改革推進室において、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)に係る事項につき、毎年、地方公共団体等からの提案を募集しているもの。
- 令和 3 年の提案募集において、神奈川県を始めとする複数の地方公共団体から、都道府県障害者計画と都道府県障害福祉計画等の策定作業の負担軽減等を図るため、障害福祉計画・障害児福祉計画^{※1}を障害者基本計画と同じく 5 か年計画とする、又は障害者基本計画を 6 か年計画とすること等の提案^{※2}があり、上記のとおり対応方針が閣議決定されたところ。

※1 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)に基づき 3 年を 1 期として作成することとされている。

※2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、現行期間の 2 倍に当たる「6 か年」とする提案等も出ているところであり、同対応方針において、「これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和 4 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

- なお、障害者基本計画の計画期間については、「国連障害者の十年」(昭和 56 年～平成 4 年)の国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」を始まりとして、国際的な取組とも歩調を合わせる形で第 2 次計画まで計画期間を 10 年としてきたところ、障害に関わる課題は多くかつ多様であり経済・社会状況の変化も速いという現状を踏まえ、国際的な取組とも同期させつつ障害者政策委員会のモニタリング機能を十分に果たすという観点から、障害者政策委員会での審議を経て、第 3 次計画より計画期間を 5 年に短縮したという経緯がある。
- また、上述の対応方針にも記載のあるとおり、障害者計画の策定期間や期間等については地方公共団体が各地域の実情に応じて決定することができ、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。

令和4年度 障害者計画等推進協議会委員 名簿

団体・法人名称	役職	氏名
ルーテル学院大学 総合人間学部	教授	高山 由美子
江東区医師会	理事	野木村 一郎
江東区身体障害者福祉団体連合会	会長	高橋 久子
江東区視覚障害者福祉協会	推進担当	中山 利恵子
江東区聴覚障害者協会	総務部長	郷 芳昭
江東区手をつなぐ親の会	会長	会田 久雄
おあしす福祉会	理事長	平松 謙一
江東区難病団体連絡会	会長	橋本 実千代
富岡地区連合町会	会長	鈴木 邦夫
民生・児童委員協議会	障がい福祉部会 会長	葛西 早苗
江東ボランティア連絡会	会長	宮崎 英則
江東区社会福祉協議会	事務局長	伊東 直樹
訪問介護・障害者(児)支援事業所 カレッジケア	代表取締役	高館 麻貴
江東区医師会 訪問看護ステーション	所長	原田 博美
ゆめグループ福祉会	理事	中村 幸江
江東区東砂福祉園	園長	中村 保夫
のびのび福祉会	理事	保田 雄司
江東楓の会	理事長	伊藤 善彦
特定非営利法人 こどもの発達療育研究所	理事長	田村 満子
木場公共職業安定所	専門援助第二部門 統括職業指導官	橋本 貴幸
株式会社メロフルール	取締役	長澤 祐介
ALSOKビジネスサポート株式会社	代表取締役	松風 幸二
区民委員		杉田 啓之
区民委員		加藤 弘美

令和4年度 障害者計画等推進協議会

庁内委員・庁内委員幹事 名簿

庁内委員		
委員長	障害福祉部長	岩 井 健
委員	政策経営部長	長 尾 潔
	総務部長	綾 部 吉 行
	地域振興部長	堀 田 誠
	福祉部長	武 越 信 昭
	保健所長	北 村 淳 子
	こども未来部長	油 井 教 子
	都市整備部長	炭 谷 元 章
	土木部長	杉 田 幸 子
	教育委員会事務局次長	杉 村 勝 利

庁内委員幹事		
幹事長	障害者施策課長	大 江 英 樹
幹 事	企画課長	大 塚 尚 史
	計画推進担当課長	高 須 英 輔
	財政課長	保 谷 俊 幸
	防災課長	岩 田 勉
	スポーツ振興課長	岩 崎 裕 之
	福祉課長	山 崎 岳
	長寿応援課長	小 林 愛
	地域ケア推進課長	宮 澤 裕 司
	介護保険課長	鈴 木 賢
	障害者支援課長	佐 久 間 俊 育
	健康推進課長	千 泥 功 夫
	保健予防課長	吉 川 秀 夫
	こども家庭支援課長	鳥 谷 部 森 夫
	保育計画課長	西 野 こ ず え
	保育課長	鳥 井 将 弘
	まちづくり推進課長	工 藤 章 弘
交通対策課長	綾 瀬 邦 雄	
教育支援課長	守 屋 光 輝	

令和4年度 第1回江東区障害者計画等推進協議会で寄せられた意見について

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
1	資料4 2ページ	障害者福祉センターの仮設移転場所が潮見になることで視覚障害のボランティアの活動が不便になるということですが、現在の場所と大幅に離れ、交通が不便であることが大きな戸惑いを生んでいるのだと思いました。高齢者総合福祉センターや文化センター、区民館などの使用料をこの期間だけ見直すなど何か良い方法はないかと考えてしまいました。	障害者福祉センターの改修期間中のボランティア団体の活動場所について、代替として他の公共施設の使用料を減額することは、施設を所管する部署との調整が必要であり、現在考えておりませんが、ボランティア団体の活動に支障がないよう、方法について検討してまいります。	障害者施策課
2	-	ハイブリッドの会議でしたが、会議室でマイクを通した声が反響してしまい、画面を通しては時々聞き取れませんでした。これは会場ではわからないそうです。一つの会場にスピーカーとマイクを一つずつにすれば防げるそうですが、当日、マイクは二つ以上ありましたでしょうか。	協議会当日は、マイクを通した声が聞き取りにくくことがあったとのことで、大変申し訳ありませんでした。マイクは二つ以上使用していましたが、その他の要因も考えられることから、引き続き、円滑に運営できるよう努めてまいります。	障害者施策課
3	資料2 6ページ	区の通所施設が109か所ありますが、障害者が地域で自立して生活できるようになるための支援事業でしょうか。資格等を持った方が指導していますか。一日何事もなく過ごしていただければ良いと思い指導していることも多いのではないのでしょうか。就労になかなかつながらない事になるのではないのでしょうか。	通所施設は通所される方の状況により支援内容が分かれており、それぞれの施設の目的に応じた資格を持つ職員が個別支援計画に基づき、サービスを提供しています。なお、就労系の施設においては、一般企業での就労が困難な方に働く場を提供しているものもあります。	障害者支援課

令和4年度 第1回江東区障害者計画等推進協議会で寄せられた意見について

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
4	資料4 1ページ	基幹相談支援センターが整備され、多くの障害者の方が利用できるようなれればと思います。	地域における相談支援体制の中核的役割を果たす基幹相談支援センターを設置することにより、誰一人取りこぼさない相談支援体制を構築できるよう検討してまいります。	障害者施策課
5	-	成年後見制度の利用を考えたとき、高齢者には利用料金が高いのではと思うことがあります。	後見人等の報酬は、後見人等が管理する資産状況や、業務内容を家庭裁判所が審査し審判により決定します。後見人等の報酬の決め方について国は「成年後見制度利用促進専門家会議」等で検討しており、区はこうした国の動向等を注視してまいります。また、区は生活保護やそれに準じた低所得の方については、本人の権利擁護のため成年後見制度の報酬助成制度を設けております。	地域ケア推進課
6	-	特別支援学級が併設されている学校の普通学級の子ども達は思いやりが育っているように思います。	ご意見いただきありがとうございます。今後も子ども達の思いやりを育てる教育に努めてまいります。	指導室

令和4年度 第1回江東区障害者計画等推進協議会で寄せられた意見について

No.	資料番号 ・ページ	意見内容	回答	担当課
7	-	日常生活用具について、他区では認められて江東区では認められないということがあります。なぜそのようなことになるのでしょうか。	日常生活用具給付事業の実施主体は区であり、各区の判断により、種類に若干の違いがあります。江東区では、厚労省が示す用具の要件に基づき判断しており、用具の安全性に懸念がある場合などは給付しておりません。	障害者支援課
8	-	働く母（重心、医ケア児）が増えています。未就学児は児童発達支援、就学すると放課後等デイサービスを毎日利用したいが、限られた施設しかないためできません。働き続けるために利用できるサービスはないのでしょうか。相談支援専門員として色々なサービスを組み合わせて検討していますが、皆困っています。個別に相談が来ると思います。よろしくお願いたします。	重心、医療的ケア児の受け入れができる児童通所支援事業所は増加傾向ではあるものの、不足していることは認識しています。そのため、受け入れ可能な事業所を増やすのに必要な看護師の確保について、都と意見交換しているところです。障害児通所支援等の提供体制については、現在実施している障害者実態調査を通じて現状を把握し、次期計画を策定する中で検討してまいります。	障害者施策課
9	-	在宅レスパイトの時間数が平等に96時間／年となっています。家族、兄弟児、状況に合わせて時間数を希望している家庭が多いです。ご検討いただけないでしょうか。	在宅レスパイトは、これまで居宅以外の提供場所の拡大や、月4回までの利用回数上限の撤廃など、ニーズに合わせた事業拡充を行ってきました。時間数拡充の必要性についても認識しており、制度変更について東京都に対して要望しているところです。	障害者支援課